

令和 6 年分確定申告相談会のお知らせ

橋本商工会議所では、会員個人事業主の方を対象にした確定申告相談会を下記により開催いたします。お気軽にご利用ください。

- 相談会開設期間：令和 7 年 2 月 17 日（月）～令和 7 年 3 月 14 日（金）
土・日・祝除く、9：30～16：00 受付は 15：30 まで（正午～13：00 の間は相談受付を行いません）

※**税理士による相談日**は次の通りです。（時間はいずれも 10：00～16：00）

2 月…17 日（月）・21 日（金）・28 日（金）

3 月…3 日（月）・7 日（金）・10 日（月）・12 日（水）

- 会場：橋本商工会館 5F

- 相談内容及び留意点

(1) 個人事業主の所得税及び消費税

※土地・建物や株式等の譲渡、贈与税、相続税に関する相談は行っておりません。

※**令和 4 年分及び令和 5 年分の申告書控（所得税・消費税）・決算書控、各種控除証明、税務署からのお知らせハガキ等の通知書等**をご持参ください。また、売上・仕入・経費の**集計作業は、済ませてから来所願います**。国や地方自治体等からの給付金・補助金等がある場合には、決定通知書等の金額が明記されたものをご持参下さい。

(2) マイナンバー制度について

マイナンバーの記載

申告書には、マイナンバー（個人番号）を記載する欄を設けており、申告者ご本人や配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

本人確認書類の提示又は写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、**申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です**。※配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要。

本人確認書類の例（例 1）…マイナンバーカード （例 2）…通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

(3) マイナンバー制度に係る申告書の対応について

橋本商工会議所では、確定申告の相談は行いますが、特定個人情報を取り扱わない事とします。よって、**相談後、事業者ご自身でマイナンバーを申告書に記載しマイナンバー確認書類を添付の上、各自で税務署へ持参または郵送**してください。

(4) 医療費控除について

平成 29 年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。医療費の領収書は自宅で 5 年間保存する必要があります。医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。

(5) 消費税の申告について

※消費税の確定申告について、消費税等の税率は軽減税率（8％）と標準税率（10％）の複数税率になっておりますので、事業者は**税率ごとの区分経理を済ませてから**来所願います。

インボイス発行事業者の登録を受けた事業所の方は、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であっても、消費税の申告が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。

消費税の仕入税額控除の要件についても詳しくは裏面をご覧ください。

お問い合わせ先 橋本商工会議所 TEL 0736-32-0004

※申告書・決算書（収支内訳書）等、関係書類が事前に必要な方は、商工会議所までご連絡下さい

●インボイス発行事業者の登録を受けた方へ

※インボイス発行事業者の登録を受けた事業者の方は、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であっても、消費税の申告が必要です。

(1) インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の 100 分の 80 に相当する金額）とすることができます（いわゆる 2 割特例）。

(2) 2 割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方が対象です。

したがって、基準期間における課税売上高が 1 千万円を超える事業者の方、資本金 1 千万円以上の新設法人、調整対象固定資産や高額特定資産を取得して仕入税額控除を行った事業者の方等、インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合や、課税期間を 1 カ月又は 3 カ月に短縮する特例の適用を受ける場合などについては、2 割特例の対象とはなりません。

(3) 2 割特例を適用できる期間は、令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する各課税期間となります。

(4) 2 割特例の適用に当たっては、事前の届出は必要なく、消費税の申告時に消費税の確定申告書に 2 割特例の適用を受ける旨を付記することで適用を受けることができます。

また、2 割特例を適用して申告した翌課税期間において継続して 2 割特例を適用しなければならないといった制限はなく、課税期間ごとに 2 割特例を適用して申告するか否かについて判断することができます。

●消費税の仕入税額控除の要件

一般課税の計算方式の場合、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書等の保存が必要です。免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。ただし、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日について、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れについても、仕入税額相当額の※一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。（一定の要件あり）

（※令和 8 年 9 月 30 日までは 80% 控除可能。令和 11 年 9 月 30 日までは 50% 控除可能）

したがって、次の区分で仕入税額控除を計算することになりますので、区分経理を済ませてから来所下さい。

- | |
|--|
| ①課税仕入のうち、軽減税率（8%）の適用分の課税仕入れ高 |
| ②課税仕入のうち、軽減税率（8%）適用分で、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ高 |
| ③課税仕入のうち、標準税率（10%）の適用分の課税仕入れ高 |
| ④課税仕入のうち、標準税率（10%）適用分で、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ高 |